

令和7年度

糸島市の 高齢者福祉サービス

糸島市には、ひとり暮らし高齢者や自宅で高齢者等を介護している家族をサポートする高齢者福祉サービスがあります。

ご利用の相談等は、下記の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



■ 地域包括支援センター

介護のことや、高齢者福祉サービスの利用・内容などのご相談を受けています。困ったことがあれば、お住まいの校区を担当する各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

担当小学校区	地域包括支援センター	電話番号
波多江・東風・怡土	前原東地域包括支援センター (あごら内)	321-0543
前原・南風・加布里	前原西地域包括支援センター (富の里内)	324-5600
前原南・長糸・雷山	前原地域包括支援センター (マイネスハウス内)	329-1503
一貴山・深江・福吉	二丈地域包括支援センター (二丈苑内)	325-2338
可也・桜野・引津 (姫島含む)	志摩地域包括支援センター (志摩園内)	328-8020

開所時間：月～土（祝日、12月29日～1月3日を除く）8時30分～17時15分
＊ただし、緊急の場合は、休日・夜間・早朝などの時間に対応します。

目 次

1. 配食サービス事業	3
2. 緊急通報装置貸与事業	3
3. 介護用品給付サービス事業	4
4. 移送サービス事業	5
5. SOSネットワーク事業	6
6. 緊急ショートステイ事業	6
7. 高齢者等住宅改造助成事業	7

1. 配食サービス事業

食事の準備が難しく、見守りが必要な高齢者に対し、定期的に居宅へ訪問して利用者の安否確認をして、食事の受け渡しをするサービスです。

※食事の提供のみを希望する場合は対象となりません。

- ◆利用対象者 市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、
 - ・調理が困難な人
 - ・見守りが必要な人
- ◆利用者負担金 500円／食
- ◆配食可能日 毎日 昼・夕食



2. 緊急通報装置貸与事業

緊急時に連絡することが難しいひとり暮らし高齢者等に、緊急通報装置を貸し出し、急病や災害等の緊急時に迅速・適切な対応を行うサービスです。

※固定電話の回線が必要です。なお、アナログ電話回線以外は、設置できない場合があります。

- ◆利用対象者 市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等(日中含む)で、健康に不安があり、緊急時に連絡手段の確保が難しい人
- ◆利用者負担金 生計中心者の所得税額により自己負担があります。
(月額 0 円～2,000 円)
※別途、消費税がかかります。
- ◆装置の内容
 - ① ペンダント形式の無線発信機
 - ② 「①」の受信内容を送信する専用通報機
- ◆緊急時の対応 利用者から通報が入ると、委託先の業者が電話確認し、状況により消防へ通報します。



3. 介護用品給付サービス事業

排せつの介助が必要な要介護高齢者等に紙おむつや尿取りパッドを給付するサービスです。委託業者が直接、自宅に配達します。

◆利用対象者

下記全てに該当する方

- ・市内居住で在宅の要介護3以上の人
- ・介護保険料段階が第1～5段階に該当の人
- ・排せつの介助が必要な65歳以上の高齢者
(65歳未満で初老期における認知症に該当する人を含む)

※生活保護で同様のサービスを受けている場合や介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)や病院に入所または入院されている場合は対象外です。

※グループホーム、有料老人ホーム(軽費老人ホーム、ケアハウス、住宅型有料老人ホームなど)、サービス付き高齢者向け住宅、に入所・入居されている場合は対象です。

◆給付限度額

①介護保険料第1～3段階 4,000円/月

②介護保険料第4・5段階 2,000円/月

※限度額を超えた分は、自己負担となります。



4. 移送サービス事業

公共交通機関等の利用ができない在宅の寝たきり高齢者等を移送用車両で医療機関などに移送するサービスです。

◆利用対象者

市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者等で座位保持ができず、車いすやストレッチャーのまま車両に乗り込まなければ移動できない人

◆移送実施区域

糸島市内・福岡市内・唐津市浜玉町

◆利用者負担金

- ① 1 時間以下 800 円／送迎
- ② 1 時間を超えて 2 時間以下 1,000 円／送迎
- ③ 2 時間を超えて 3 時間以下 1,200 円／送迎

※通院・入院・退院（一時帰宅を含む）の場合に利用可能です。

※以下、1 時間ごとに 200 円加算。超過時間に 1 時間に満たない端数がある場合、端数については 1 時間とみなします。

※有料道路や有料駐車場の代金は、別途利用者負担です。

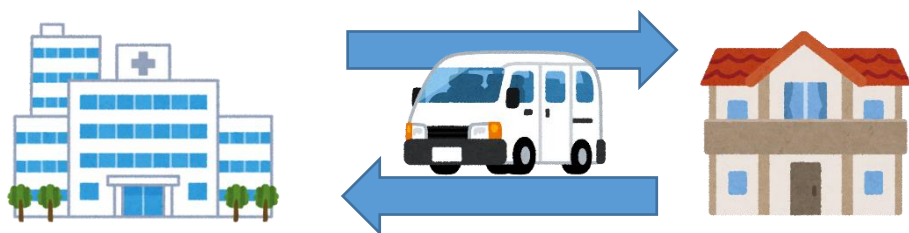
※移送にかかる所要時間とは、予約開始時間から待機時間を含む、最終目的地（自宅や医療機関など）への車両到着時間のことです。

◆利用回数 2 回以内／月

◆実施日 日曜、祝日、年末年始以外の日

※利用予定日の 3 開庁日前までに、申請書の提出が必要です。

◆実施時間 9 時から 16 時 30 分まで



5. SOS ネットワーク事業

高齢者が所在不明になったとき、糸島警察署・市・協力者・協力団体及び協力事業者等が、防災無線や糸島市公式 LINE 等によるネットワークを使って早期発見に努める事業です。登録者には、糸島市の市名と登録ナンバーを記した「見守りステッカー」を配布します。

◆利用対象者

認知症等により、
所在不明になる恐れのある高齢者



◆利用者負担金 なし

※申請時に写真（顔と全身の各2枚）の提出が必要です。

6. 緊急ショートステイ事業

在宅の見守りが必要な高齢者が、一時的に家族等からの支援が受けられなくなったときなどに、その間、特別養護老人ホームでお預かりする事業です。

◆利用対象者

市内に居住する在宅の見守りが必要なおおむね 65 歳以上の高齢者

※要介護認定を持っている人は対象外です。

◆利用者負担金

利用料：466 円／日

送迎代：190 円／片道

※実施法人が定める食費等は、別途利用者負担です。

◆利用回数

原則として6ヵ月に1回、かつ1回7日以内



7. 高齢者等住宅改造助成事業

高齢者等の自立を助け、介護するご家族の負担を軽減するため、住宅を改造（福祉機器等の設置を含む）する世帯に、改造費用の一部を助成します。工事後の申請はできません。

◆**利用対象者** 介護保険で要支援1以上に認定され、
介護保険料段階が1～3段階の人のうち、
移動時や排せつ時、入浴時の状態から住宅の改造が必要と認められる人

◆**助成対象箇所** 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等、在宅の高齢者等が利用する部分です。

※増築工事部分については対象となりません。

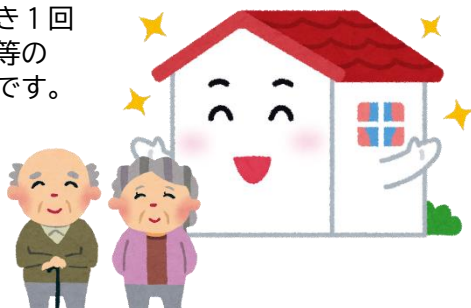
※介護保険による住宅改修費支給の対象となるものを除きます。

支給対象外の例

- ・手すりの取り付け、段差の解消
- ・滑りの防止等のための通路面の材料変更
- ・これらの改修に伴い必要となる改修工事等

◆**助成額** 上限額：30万円
生活保護受給者・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者
⇒助成率100%
世帯非課税で老齢福祉年金を受給していない人
⇒助成率90%

◆**利用回数** 原則として1住宅につき1回
※借家等の場合、家主等の
承諾書の提出が必要です。



令和7年4月発行

【問い合わせ】
糸島市 健康福祉部 介護・高齢者支援課
高齢者支援係 ☎ 332-2070（直通）

※制度の見直し等により、年度の途中でサービスの内容等が変更になる場合があります。